

## 庄原市長交際費支出基準

### 1 目的

市長交際費の支出基準を定めることによって、市政に対する市民の理解と信頼を深めると共に公平で公正な執行を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

交際費は、市長が行政執行上又は市の利益のために市を代表して外部と交際するために要する経費であり、その執行にあたっては、公務上又は社交儀礼上必要な相手等に限り、ともに、その支出額も社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

### 3 支出の相手方

交際費は、次の者（団体を含む）に対して支出することができるものとする。

- (1) 庄原市の事務事業に直接関係のあるもの
- (2) 市政について顕著な功績があったもの
- (3) 災害又は事故等にあったもの
- (4) その他市長が特に必要と認めたもの

### 4 支出の区分

交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 儀礼的経費  
お祝い、お見舞い、香典その他の慶弔等に係る経費
- (2) 社交的経費  
各種会合等に出席する際の会費、懇談費その他の社交的な経費
- (3) その他  
前2号に掲げる経費以外で、これに準ずる経費

### 5 支出基準

交際費の支出基準は、別表1によるものとする。ただし、別表1に掲げるもの以外の事案が発生した場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

### 6 実施期日

- (1) この基準は、平成25年6月1日から実施し、同日以降において支出する交際費について適用する。
- (2) 改正後の基準は、令和4年3月1日以降において支出する交際費について適用する。

【別表 1】

交際費の支出基準表

区 分		対象者等	上限金額
儀 礼 的 経 費	御 祝	式典・祝賀会・各種団体の慶祝行事等への出席祝金	1万円以内（会費等が明記されている場合はその金額）
		総会・各種団体の大会・イベント等への出席祝金 （懇親会・会食等飲食が伴う場合に限る。）	1万円以内（会費等が明記されている場合はその金額）
		総会・各種団体の大会・イベント等への出席祝金 （懇親会・会食等飲食が伴わない場合）	5千円以内（会費等が明記されている場合はその金額）
	御見舞	病気、事故等に対する見舞い	別表 2 に定める基準の範囲内
御香典	香典		
社 交 的 経 費	会 費	各種団体の構成員として参加する会合等への参加に要する経費	会費に相当する額
		各種団体等が行う懇親等を目的とする会合への参加に要する経費	
	懇談会費	市政運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費（政治家等の政治資金パーティーは除く）	社会通念上妥当と認められる範囲内
	記念品代	国内外の来客等に対する記念品又は交際上必要な手土産や贈答品の購入等に要する経費	社会通念上妥当と認められる範囲内
そ の 他	市政運営上交際費により支出することが適当と認められる経費 （公用名刺作成費・市長賞賞品代・激励金等）		社会通念上妥当と認められる範囲内

【別表2】

香典・見舞 支出基準

区 分			香 典 (限度額)	病気見舞い (限度額)
地元選挙区選出の国会・県 議会議員、市議会議員	現	本人	協議	同左
		同居の家族、配偶者・父 母・子	10,000 円	なし
	元	本人	10,000 円	なし
行政委員	現	本人	5,000 円	なし
近隣・関係自治体の長 (合併市町の旧職を含む)	現	本人	協議	同左
		配偶者・父母	10,000 円	なし
	元	本人	10,000 円	なし
その他市長が特に必要と認める者 社会通念上認められる相手			社会通念上認められる金 額	

注：「父母」は、養父母・同居の義父母を含む。